

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成28年1月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地（仮称）西大津商業施設計画 大津市柳が崎字小麦尻43番1 ほか8筆
- 2 意見の概要 大津市からの意見
 - (1) 災害時において駐車場を地域避難場所として使用するなど、地域等からの協力要請があった場合は十分に配慮いただきたい。
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針の定めるところにより、地域住民等の理解が十分に得られるよう、地元の学区自治連合会長および近隣自治会との積極的な連携、協力を願いたい。
 - (3) 青少年の健全育成の見地から、具体的な防犯対策を講じること。また、地域住民や関係団体が行う青少年の健全育成に向けた諸活動に対しては、事業者の責務として積極的に協力されたい。
 - (4) 青少年がい集しないよう配慮願いたい。
 - (5) 工事等に伴う騒音、振動および粉じんの発生防止ならびに汚濁水の流出防止についての措置を具体的に示し、十分な対策を講じること。
 - (6) 騒音規制法、振動規制法および大津市生活環境の保全と増進に関する条例に規定する特定建設作業を行う場合は、各法令等に定める期日までに特定建設作業実施届出書を提出すること。
 - (7) 設置される施設、機器の内容によっては、水質汚濁防止法等の環境法令に定める特定施設等に該当する場合がありますため、事前に大津市環境部環境政策課と協議し、必要な場合は、各該当法令に定める期日までに届出書を提出すること。
 - (8) 排出されるごみは事業系廃棄物であるので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条に基づき自己処理（大津市の許可業者への委託を含む。）等するとともに、家庭ごみの集積所への排出は厳に慎むこと。特に同法第2条に規定する廃棄物については、安全かつ適正に処理すること。
 - (9) ごみの減量化、再資源化に努めること。
 - (10) 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例第30条に基づく保管庫を設置すること。また、新設ごみ集積所に隣接する土地所有者に土地利用計画を十分に説明し、理解を得ること。
 - (11) 一般廃棄物と産業廃棄物を明確に区分して保管すること。また、一般廃棄物については、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則第16条の保管基準を遵守すること。
 - (12) 既存建物等の除去に伴い発生するコンクリート殻やがれき類等の産業廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適法かつ適正に事業者の責任において処理すること。
 - (13) 当該店舗の営業開始後は、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例第16条の3に定めるところにより、事業系廃棄物管理責任者を選任するとともに、同条例第16条の4に定めるところにより事業系廃棄物減量等計画書を毎年提出すること。
 - (14) 当該店舗の駐車場について、駐車料金を徴収する場合は、内容により駐車場法第12条に基づく届出が必要であるため、大津市都市計画課に協議すること。
 - (15) 申請地内に都市計画施設（都市計画道路3・3・22号浜大津堅田線）が計画決定されているため、都市計画施設の区域内に建築物を建築する際には、都市計画法第53条による建築の許可を得ること。
 - (16) 景観法に基づく届出について、事前に届出している内容から変更がある場合は行為変更届を行うこと。
 - (17) 当該地で広告物を掲出する際には、掲出する広告物の種類や大きさ、内容等によって許可が必要となるため、事前に大津市都市計画課と協議を行い、必要に応じて許可を得ること。
 - (18) 「大津市開発事業の手續及び基準に関する条例」および「大津市開発許可制度に関する基準」に基づく許可内容および条件を遵守すること。
 - (19) 工事に伴う濁水等が隣接する普通河川等に影響を及ぼさないように配慮すること。
 - (20) 危険物を貯蔵または取り扱う場合は消防関係法令を遵守すること。
 - (21) 当該店舗に伴う消防水利として、敷地内に大津市消防施設等設置基準に基づく私設耐震性貯水槽（40立方メートル以上）を1基設置すること。なお、詳細については大津市消防局警防課と協議すること。
 - (22) 耐震性貯水槽設置後は内部検査、水張検査および完成検査を受けること。
 - (23) 消防車両の進入路には通行障害となるアーチおよび門等を設けないこと。
 - (24) 消防車両の水を利用する位置には障害となる物件を設けないこと。
 - (25) 私設耐震性貯水槽の設置に伴い、消防水利着工届および消防水利設置届を提出すること。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1
 - (2) 縦覧期間 平成28年1月29日から平成28年2月29日まで